

第9節 その他の会議体等

I サステナブルファイナンス関連のその他の会議体

1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017年12月に設立された。140以上の当局や国際機関が参加（2024年5月29日時点）しており、金融庁は2018年6月に加盟、2020年11月から2023年12月までは運営委員会に参加していた。

NGFSでは監督、シナリオデザインと分析といったテーマ別の作業部会において気候変動リスクへの金融監督上の対応等について分析を進めており、2023年11月に「中央銀行および監督当局向けNGFSシナリオ」の第四版を公表したほか、2024年4月に移行計画に関する一連の報告書を公表した。

さらに、2021年来、気候変動以外のサステナビリティ課題にも取り組んでおり、2022年4月に設置された自然関連リスクにかかるタスクフォースでは、自然関連金融リスク分析の概念枠組みの整理が進められ、2023年9月に「中央銀行と監督当局の行動を導く概念枠組み」を公表し、2023年12月には、「自然関連のシナリオの開発に関する提言を含む技術的文書」を公表した。

2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF（International Platform on Sustainable Finance）は、2019年10月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。20か国・地域の当局及びオブザーバーである12の国際機関が参加（2024年6月末現在）しており、金融庁は2020年11月にメンバーとなった。

IPSFは、タクソノミー、トランジションファイナンス、金融商品等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組に関する情報交換等を行うことを目的としている。2022年2月から池田賢志 総合政策局チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（CSFO）が共同議長を務めるトランジションファイナンスに関する作業部会では、COP28期間中（2023年12月）に、ソーシャルボンドに関する報告書や、2022年11月に公表されたトランジションファイナンスに係る一連の自主的な原則の実施状況をまとめた中間報告書を公表した。

3. 国際会計基準（IFRS）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団が新たな基準設定主体として、2021年11月に設立した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリ

ティ情報の開示に関する統一的な基準策定に向けた取組を進め、2023年6月に最初のIFRSサステナビリティ開示基準（S1・S2）を公表した。

このような動向への対応として、金融庁は、IFRS財団モニタリング・ボード（当局から構成されるIFRS財団の監視主体）のメンバーとしてIFRS財団の取組に関する情報収集を行うと共に、日本の主張を行ってきた。なお、2023年3月には、モニタリング・ボードの議長に長岡隆 総合政策局審議官（国際担当）が就任している。また、ISSBが策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ISSBにより2022年4月に設立された各法域作業グループ（JWG）の会合に、メンバーとして出席し、ISSBによる開示基準の策定の動きに対して、我が国の意見を発信している。

そのほか、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集や、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託した。

また、日本が重視する人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、ISSBが高品質なサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府からIFRS財団に対して拠出し、日本として国際的な基準策定を支援した。

2024年4月、ISSBは、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び、金融庁が意見発信してきた「人的資本」に関連するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトを開始することに合意し、2024年から始まる2年間の作業計画に組み込むことを公表した。

II 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田真人財務省財務官（2024年6月末時点）が務めている。

（2）主な議論

G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則は、コーポレート・ガバナンスの国際基準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、コーポレートガバナンスと資本市場における近年の進展を反映すべく、2021年秋より、約10年ぶりに本原則の改訂作業を実施。2023年9月のG20サミットにおいて改訂が承認された。

2023年改訂の主な内容は以下の通り。

- ①サステナビリティに関する新章を創設。気候変動リスクが企業の業績にとって重要なものとなりうる点をコンセンサスとして示し、これらの課題が自社の事業活動にもたらすリスクと機会を取締役会が考慮し、質の高いサステナビリティ関連情報開示を促進すべきことを明記。
- ②コロナ禍以来大幅に増加したオンライン株主総会を推進。但し、物理的に参加する場合に比べて経営陣に対する株主の質問権行使や参加手続の透明性が損なわれることのないよう、情報へのアクセスや参加における株主間の平等な取り扱いを確保すべき旨を明記。
- ③上場会社の株式保有集中化に対応。グループの上流に位置する上場会社の取締役への情報共有の確保、グループ構造の透明性向上、関連当事者取引の開示強化を提言。

また、同委員会は、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）の見直し作業を進めている。

2. 保険・私的年金委員会（IPPC：Insurance and Private Pensions Committee）

（1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

（2）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、自然災害リスクに関するプロテクションギャップや国際保険市場の動向、保険会社のガバナンス、保険会社におけるデジタルの活用といった事項について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として開催している。第1回会合は2016年4月に東京で開催され、それ以降、原則毎年開催している。直近では、2024年7月にインドネシアのジョグジャカルタで開催された。

Ⅲ 国際通貨基金（IMF）

1. IMF 対日 4 条協議

IMF 4 条協議とは、IMF 協定第 4 条に基づき、原則年に 1 回、IMF が、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

2024 年の金融庁との協議では、主に金融セクター評価プログラム（FSAP）での協議をもとに、金融システムの脆弱性やリスクへの対応等について意見交換が行われた。協議の結果は、2024 年 5 月 13 日に公表された。

Ⅳ 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）¹

1. 沿革

FinCoNet は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日などの国から 39 当局のほか、オブザーバーとして 6 機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟している。議長は、Juliana Mozachi-Sandri 氏（ブラジル中銀）が、事務局は OECD が務める。

FinCoNet は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

FinCoNet の全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet 加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1 年に 1 回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNet のメンバー当局のうち、金融庁を含む 11 当局（2024 年 11 月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った 6 つの常設委員会を設置し、FinCoNet における実質的な作業を行っている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6 つの常設委員会（SC : Standing Committee）が設置されており、金融庁は SC4、SC6 のメンバーである。

¹ 2024 年 11 月現在、ロシアは FinCoNet への参加が一時停止されている。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会 (SC1)	加 (議長)、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法(監督ツール)を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。
第2常設委員会 (SC2)	葡 (議長)、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	COVID-19による経済的影響を受けた借り手を支援するために実施された支払休日からの出口戦略を中心に、金融機関の延滞前及び延滞の管理に関する監督上のアプローチや課題に焦点を当てたサーベイを2022年3月に実施し(当庁も回答)、その結果を踏まえた報告書を2022年11月に公表した。
第3常設委員会 (SC3)	伊 (議長)、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	COVID-19下におけるデジタル取引の増加を背景に、デジタル決済に関する監督に焦点を当てた報告書を2022年5月に公表済み。その後より発展的に、新たな形態の決済手段が消費者やエコシステム(および金融サービス市場)全体にどのような影響を及ぼしているのか調査を実施し、2023年11月の年次総会後に報告書公表済。
第4常設委員会 (SC4)	加 (議長)、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	コンダクトリスク管理のための効果的なアプローチに関するトピックの共有に焦点をあて、リスクベースの行為監督等のテーマにしたウェビナーの実施などを行う。
第5常設委員会 (SC5)	加 (議長)、南阿、葡、西、豪、蘭、中	金融商品(特に、消費者金融等)に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。現在は活動を停止している。
第6常設委員会 (SC6)	豪 (議長)、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、仏	住宅ローン販売におけるインセンティブと消費者の成果への影響、および監督上のアプローチ等に焦点を当てたサーベイを実施しており、2023年11月の年次総会後に公表。

V 規制監視委員会（ROC）

1. 沿革

ROC（The Regulatory Oversight Committee）は、主に金融取引等を行う主体を識別するための参照データとして利用される取引主体識別子（LEI：Legal Entity Identifier）、及び取引情報報告の枠組みで利用される取引識別子や報告規格に関するガバナンスを行うとともに、国際的な調和に取り組んでいる組織である。

LEI 導入や取引情報の報告・保存制度は、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握することでシステミック・リスクの低減や店頭デリバティブ取引市場の透明性向上を図るために、2009年のG20ピッツバーグ・サミット及び2011年のG20カンヌ・サミットの首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

現在、ROCでは、2つの委員会が活動している。（1）LEIの利用拡大や品質向上に関する議論等を行うCES（Committee on Evaluation and Standards）と、（2）取引情報の報告における取引識別子や報告規格の国際的な調和を進めるべく、技術的な議論等を行うCDIDE（Committee on Derivative Identifiers and Data Elements）である。

2. 各委員会での主な議論

（1）CES（Committee on Evaluation and Standards）

CESは、LEIの利用拡大の検討やLEIのデータ品質、LEI参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団（GLEIF）と連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特にLEIが持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

（2）CDIDE（Committee on Derivative Identifiers and Data Elements）

CDIDEは、CPMI-IOSCOより公表された固有取引識別子（UTI：Unique Transaction Identifier）・固有商品識別子（UPI：Unique Product Identifier）とその他重要データ項目（CDE：Critical Data Elements）について、国際的な調和を目的として、利用慣行等の実務的な議論、及び技術ガイダンスの再検討等を行っている。

上記の取引識別子や報告規格は、主要法域において報告義務化の実施が進められており、本邦では、2024年4月に、UTI・CDEの報告義務化を実施した。現在、CDIDEは、UPIの付番機関として選定されているDSB（Derivatives Service Bureau）に対して、付番サービス等のガバナンスを行うとともに、サービス内容の拡充に関する提言や議論を継続的に行っている。